

# 美郷町国民健康保険からのお知らせ

町では、町民の健康増進や生活習慣病の予防、医療費の適正化を目的として、早朝総合健(検)診の実施やウォーキングコースを設定し運動を推進するなど、さまざまな保健事業を実施しています。平成27年度には、健診や医

療のデータを分析し、効果的な保健事業を実施するためデータヘルス計画を策定しました。今回、データヘルス計画の評価を行い、平成26年度から平成28年度までにどのような変化があったのかお知らせします。

## 特定健診受診率・特定保健指導実施率

(出典:法定報告)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査受診率	61.4%	60.7%	61.3% (県内3位)
特定保健指導実施率	35.2%	47.7%	42.0% (県内3位)

特定健康診査…40歳以上の国保加入者が受診する健診  
 特定保健指導…生活習慣病になるリスクが高く、生活習慣の改善により病気の予防が期待できる方への指導

## 特定健診受診者のうち

### メタボリックシンドローム該当率 (出典:法定報告)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
男性	27.9%	31.0%	29.9%
女性	13.1%	11.7%	12.7%

## 特定健診受診者と未受診者の生活習慣病医療費の違い【平成28年度】

(出典:国保データベースシステムより)

受診者	1人当たり 6,729円/月
未受診者	1人当たり 8,168円/月

1,439円の差が!

## 平成28年度美郷町国民健康保険外来医療費上位5位

- 1位 高血圧症(11.4%)    4位 慢性腎不全  
 2位 糖尿病(7.8%)        (透析あり)(4.4%)  
 3位 関節疾患(4.5%)    5位 脂質異常症(4.0%)

**特** 定健診受診率は毎年60%を超えており、秋田県平均(平成28年度36.5%)に比べ高い受診率になっています。特定保健指導実施率も、40%を超えるようになり、秋田県平均(平成28年度21.3%)を大きく上回っています。引き続き皆さまの健診受診をお願いします。

※特定健診は、早朝総合健診、契約医療機関で受診できます。また、人間ドック(脳ドックを除く)を受診することで、特定健診に代えることもできます。

**×** タボリックシンドローム(メタボ)とは、腹囲が基準以上(男性85cm、女性90cm)で、高脂血症・高血糖・高血圧などが複合した状態のことです。メタボを放置すると、動脈硬化、脳卒中や心臓病など重大な病気につながる可能性が高まります。

平成28年度の秋田県平均メタボ該当率は、男性28.2%、女性9.7%であり、美郷町は県平均よりメタボ該当率が高くなっています。適度な運動を取り入れ、メタボ解消に努めましょう。

**特** 定健診受診者と未受診者の生活習慣病医療費を比較すると、平成28年度は1,439円/月の差がありました。年間では、その差は17,268円。特定健診を受診する・しないで、生活習慣病医療費に差が出るのがわかります。

**美** 郷町の平成28年度外来医療費上位5位には、高血圧症、糖尿病、脂質異常症など、生活習慣病が多くランクインしています。生活習慣病は、少し検査値が悪くても目立った自覚症状がありません。しかし、放置しておくとう重症化したり、日常生活が不自由になってしまう可能性があります。

自分の健康に関心を持ち、生活習慣を見直して健康長寿を目指しましょう。

健康長寿実現のため、毎年特定健診を受診しましょう!

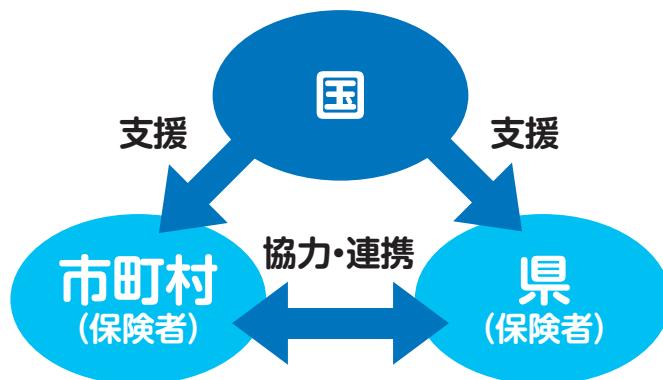
# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

国民健康保険(国保)については、これまで市町村が保険者として資格管理や給付などの運営を行ってきました。平成30年4月からは市町村と都道府県がともに保険者となり、国保の運営について、それぞれの役割を担います。また、国は財政支援や運営についての助言や指導を行います。

## 市町村の主な役割

- ・市町村の国保財政の運営
- ・加入者の資格管理(保険証の発行、各種届出)
- ・保険税の決定、賦課、徴収
- ・保険給付の決定、支払(療養給付費、高額療養費など)
- ・保健事業(特定健診、データヘルス計画など)

**国民健康保険に関する手続きは、平成30年4月以降も町福祉保健課医療保険班が窓口となります。**



## 都道府県の主な役割

- ・県全体の運営方針の策定、国保財政の運営
- ・市町村ごとの納付金の決定
- ・市町村ごとの標準保険料率の決定
- ・国保事務の標準化、効率化などの取り組み

# 国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに!

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、窓口で手続きしてください。

## 必要書類

### 国民健康保険に加入するとき

- ・社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・認め印

### 国民健康保険を脱退するとき

- ・職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・認め印

## 加入の届け出が遅れると

- ・被保険者証がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・加入資格が発生した時点まで、保険税をさかのぼって納めなければなりません。

## 脱退の届け出が遅れると

- ・職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格が無くなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、負担した医療費を返していただくことになります。
- ※お手元に職場の健康保険証がまだ届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ※職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中である旨を医療機関等に申し出てください。

問●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907